

勧告の目的（第 21 条）

助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは、当事者の自発的な意思に委ねられる。

しかしながら、助言・あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合には、何らの措置も行わないこととすると、助言・あっせんの実効性が担保されず、助言・あっせん手続の意義が損なわれるおそれがある。

そこで、助言・あっせんに従わないことに正当な理由がないと認められる場合には、差別をしたとされる当事者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すことが、勧告の目的。

勧告にあたっての意見聴取手続（第 22 条）

知事による勧告は、法的な拘束力はないが、事業者等の活動に事実上の影響を与えるものであることから、手続の適正を担保するため、勧告をする場合にはあらかじめ、意見の聴取を行わなければならない旨を第 22 条で規定。

意見の聴取は、勧告の対象となる者又はその代理人から行う。

勧告の対象となる者は、代理人を置く場合は事前に届出。

知事があらかじめ通知した期日・場所に、勧告の対象となる者又は代理人が出向いて意見を述べ、証拠書類・証拠物を提出するか、もしくは、出向くことに代えて意見書及び証拠書類・証拠物を提出する。

勧告の対象となる者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、知事は意見の聴取を行わないで勧告を行うことができる。